

「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン」

令和5年3月27日
高齢化対策審議会
資料 4

序章 計画の策定にあたって

1 計画の位置づけ

県の「老人福祉計画」と「介護保険事業支援計画」を一体化した高齢者施策に関する総合的な計画

2 計画期間 令和3年度～令和5年度の3年間

第1章 高齢者を取り巻く状況

(2020年 → 2025年 → 2040年)

人口推計	[15～64歳]	59.8%	→	59.2%	→	54.7%
	[65歳以上]	26.3%	→	27.5%	→	32.7%
	[75歳以上]	13.2%	→	16.0%	→	18.4%
高齢者世帯	[単身世帯]	10.0%	→	11.0%	→	14.8%
	[高齢夫婦世帯]	12.6%	→	12.6%	→	13.5%
要介護要支援認定者						
ア 認定者数	[65歳以上]	64,650人	→	74,179人	→	94,740人
	[75歳以上]	57,963人	→	68,265人	→	88,229人
イ 認定率	[65歳以上]	17.5%	→	19.3%	→	22.3%
	[75歳以上]	31.4%	→	30.8%	→	37.3%

第2章 計画の目指すもの

1 基本理念

県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現
～ 高齢期の暮らしを支える滋賀の「医療福祉」の推進 ～

2 基本目標

- (1) 地域力を生かした健康づくり・介護予防の推進と共生社会づくり
- (2) 医療と介護の一体的な推進と地域包括ケアシステムの深化
- (3) 2040年を見据えた着実なサービス提供体制の構築

特に強調したい視点（重点事項）

1 地域で活躍する人材の確保・育成・協働

介護人材や在宅医療に関わる専門職の確保・定着・育成に取り組むとともに、地域における支え合い活動などを担うNPOやボランティアなどの育成を促進します。

2 地域の特性に応じた支援の充実

暮らしに身近なところでの健康づくりや介護予防活動などが展開されるよう、住民やNPOなどの活動の促進や、多様な担い手による生活支援サービスの充実など地域で支え合う仕組みづくりを支援するとともに、地域の特性に応じたサービス提供が実施されるよう、市町を支援します。

3 地域医療構想の展開を踏まえたサービスの一体的な提供体制づくり

高齢化の進展や、病床の機能分化・連携などの地域医療構想の展開により見込まれるさらなる在宅医療や介護サービス需要に対応しながら、必要な人に必要な医療・介護サービスを適切に、かつ一体的に提供できる体制整備を図ります。

4 新型コロナウイルス感染症等の感染症への対応や自然災害時における日常生活の支援

感染症の流行などの非常時であっても、それまでの地域のつながりや支え合いを維持し、住み慣れた場所で日常生活がおくれる仕組みづくりを支援します。

第3章 重点課題と施策

★は重点的取組、下線は変更項目

第1節 誰もがいきいきと活躍できる共生社会づくり

(1) 高齢者一人ひとりの取組の推進

- ① 生きがいづくり・社会参加（老人クラブ、レイカディア大学★等）
- ② 就労支援
- ③ 健康なひとづくり
- ④ 介護予防とリハビリテーション

(2) 共生のまちづくり

- ① 地域での共生社会づくり（支え合いの仕組みづくり、世代間交流）
- ② 健康なまちづくり、みんなでつくる「健康しが」、地域づくりによる介護予防（保健事業と介護予防の一体的実施：高齢者のフレイル予防★）
- ③ 安全・安心な滋賀の実現（交通安全、防犯、防災、感染症対策★）

第2節 認知症の人や家族等が自分らしく暮らす地域づくり

(1) 認知症とともに生きるためのそなえと医療・介護・福祉体制の充実

- ① 予防を含む認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進★
- ② 早期発見・早期対応ができる体制の充実
- ③ 本人の状況に応じた医療・介護等の提供
- ④ 地域における専門的支援体制の推進

(2) 地域で暮らし続けるための「認知症バリアフリー」の推進

- ① 若年(性)・軽度認知症施策の推進と社会参加★
- ② 認知症の人と家族を支える地域づくり（感染症を踏まえた支援★）

第3節 暮らしを支える体制づくり

(1) 医療福祉・在宅看取りの推進

- ① 本人の暮らしを中心に据えた医療福祉の推進（豊かな人生を生きぬくQOL・QODの推進★、感染症の流行による課題への対応★）
- ② 本人が望む形での日常療養から人生の最終段階におけるケア、看取りが可能な体制づくり
- ③ 在宅療養を支援する医療・介護資源の整備・充実
- ④ 新たな在宅医療ニーズに対応できる人材の育成とスキルアップの仕組みの構築
- ⑤ 地域リハビリテーションの推進、要介護状態の改善と重度化予防

(2) 高齢者の暮らしを支える連携の仕組みづくり

- ① 地域包括支援センターの機能強化★
- ② 地域ケア会議の取組の推進
- ③ 在宅療養を支援する多職種・多機関連携の推進
- ④ 入退院と在宅療養との切れ目ない円滑な連携の促進

(3) 高齢者の権利擁護の推進体制の構築

- ① 高齢者虐待の防止
- ② 身体拘束廃止に向けたケアの工夫・改善
- ③ 高齢者の権利擁護の推進と成年後見制度の利用促進

第4節 2040年を支える介護職員等の確保・育成・定着の推進

- (1) 介護職員等の確保 ① 介護人材の参入促進 ② イメージアップの強化 ③ 外国人介護人材の受入促進★

(2) 介護職員等の育成

- ① 介護分野における滋賀の福祉人の育成
- ② 多様なニーズに対応できる介護職員の育成
- ③ 介護支援専門員の養成と資質の向上

(3) 介護職員等の定着 ① 新任、現任職員への定着支援 ② 労働環境の改善

- (4) 介護現場の業務の改善（介護ロボット、ICT導入、業務効率化等）
- (5) 感染症に備えた職員の育成・確保★

第5節 2040年を見据えた着実なサービス提供体制の構築

- (1) 居宅サービス（訪問介護・訪問看護・通所介護・短期入所生活介護等）
- (2) 地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護等）
- (3) 施設サービス（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設および介護医療院等）
- (4) 居宅介護支援事業
- (5) 共生型サービス
- (6) 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅
- (7) その他のサービス（養護老人ホーム・軽費老人ホーム等）
- (8) 高齢者が安心して暮らすことのできる住まいの確保
- (9) 感染症や自然災害に強いサービス基盤づくり（感染症対策・物資の備蓄等）★

第6節 介護保険制度の安定的運営と市町支援

- (1) 介護給付適正化に向けての取組（介護認定適正化、ケアプラン点検等）
- (2) 自立支援・重度化防止等に向けた市町（保険者）支援
- (3) サービスの質の確保と自立支援に向けた事業所の取組の推進（事業所指導、研修等）
- (4) サービス選択を可能にする仕組みづくり（介護サービスの情報公表等）

第4章 計画の円滑な推進のために

市町の役割

- ・地域包括ケアの推進
- ・保険者として地域の課題を分析し、自立支援・重度化防止に向けた取組を推進

県の役割

- ・暮らしを支える滋賀の「医療福祉」の推進という考えのもと医療・介護連携や地域包括ケアの推進などの市町の取組支援
- ・広域的なサービス基盤の整備と保健・医療・福祉サービスの人材確保

主な指標

健康寿命
(H28) 男性80.39歳
女性84.44歳
(R5) 健康寿命の延伸

介護予防に資する
通いの場への高齢者の
参加率（週1回以上）
(R1) 4.8%
(R5) 6.8%
(R7) 8.0%

認知症相談医数
(R1) 376人
(R5) 390人

訪問診療を受けた
年間実患者数
(R1) 10,178人
(R5) 11,522人

介護職員数
(R1) 20,233人
(R5) 22,800人
(R7) 23,900人

特別養護老人
ホームの定員数
(R2) 7,334人
(R5) 8,016人

セーフティネット住宅
の登録数
(R1) 200戸
(R5) 680戸
(R7) 1,000戸

介護給付適正化のため
の主要5事業すべて
に取り組む市町数
(R1) 14市町
(R5) 19市町

レイカディア滋賀 高齢者福祉プランの基本目標（案） 新旧対照表（検討のたたき台）

次期計画（案）	現行計画
<p>地域包括ケアシステムの深化・充実による共生社会づくり</p> <p>○ 県民が、高齢期において元気に、健康にいきいきと過ごせる期間（健康寿命）をできるだけ長く、そして、たとえ医療や介護が必要になったとしても、家族をはじめとした周囲の人達も含めて自分らしく、いきがいを持って日常生活に満足し、最期の時まで生活できるよう、医療・介護・介護予防・住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・充実を図ります。</p> <p>○ 高齢化の進展に伴い様々な分野で顕在化している地域課題に対応し、地域の暮らしを維持するため、高齢者が知識や経験を生かしながら、地域づくりの担い手として活躍できる環境づくりを進め、ひいては地域に住む全ての世代が「支える側」、「支えられる側」という関係を超えてつながり、一人ひとりが役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる「共生社会」の実現を目指します。</p>	<p>(1) 地域力を生かした健康づくり・介護予防の推進と共生社会づくり</p> <p>○ 高齢期を自分らしく幸せに暮らすためには、健康で自立して過ごせる期間をできるだけ長く維持することが重要であり、そのため、住民グループやNPOの活動を含め、暮らしに身近なところでの健康づくりや介護予防活動などの展開を進めます。</p> <p>○ 高齢化の進展に伴い、高齢者の日常生活の支援だけでなく、環境、農業、子育て、地域文化の継承など、さまざまな分野で地域課題が顕在化しています。地域での暮らしを維持するため、高齢者が知識や経験を生かしながら、地域づくりの担い手として活躍できる環境づくりを進めます。さらには、多様な人々が一人ひとり生きがいや役割をもち、人と人、人と社会がつながり、共に支え合う「地域共生社会」の実現を目指します。</p> <p>(2) 医療と介護の一体的な推進と地域包括ケアシステムの深化</p> <p>○ 在宅療養を支える体制を一層充実させるとともに、在宅医療・介護連携のさらなる推進など、保健・医療・福祉が一体となって地域での暮らしを支える滋賀の「医療福祉」の実現を目指します。</p> <p>○ その人らしい「暮らし」を支えるという観点で、医療、介護、介護予防、住まいおよび自立した日常生活の支援などが包括的に確保されるよう、各地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。</p> <p>(3) 2040年を見据えた着実なサービス提供体制の構築</p> <p>○ 今後、ますます増大が予測される介護ニーズに対応しながら、必要な人に必要なサービスを適切に提供できるよう、サービス提供の要となる介護人材の確保・育成・定着に向けた取組を進めるとともに、サービス提供の基盤整備を図ります。</p> <p>○ 「自立支援・重度化防止」に重点を置きながら、持続可能で安心できる介護保険制度の運営のため、保険者である市町への支援を充実・強化します。</p>

（次期計画の基本目標案の設定にあたっての考え方）

- 計画全体を体系的に整理するため、最終的に目指すものを基本目標とし、それを達成するための方向性を重点事項とする。
- 最終的に目指すものとしては共生社会であり、共生社会とは地域包括ケアシステムの先にあるもの、表裏一体であるものと考えられる。またサービス提供体制は社会づくりの手段に留まるものなので、基本目標からは除外し、「地域包括ケアシステムの深化・充実による共生社会づくり」とする。
- 介護者のQOLの向上についても検討を進めてきたところであることから、要介護者だけでなく介護する人も含めて自分らしく、いきがいをもって、という観点を付け加える（強調する）

レイカディア滋賀 高齢者福祉プランの重点事項（案） 新旧対照表（検討のたたき台）

次期計画（案）	現行計画
<p>1 地域で活躍する人材の確保・育成・協働 介護人材や在宅医療に関わる専門職の確保・定着・育成に取り組むとともに、地域における支え合い活動などを担うNPOやボランティアなどの育成を促進します。</p> <p>2 地域の特性に応じた支援の充実 <u>健康づくりや介護予防の観点から、市町のまちづくり・地域づくりの取組を支援し、住民やNPO、元気高齢者などの活動の促進や、多様な担い手により地域で支え合う仕組みづくり、地域の特性に応じたサービスの提供を図ります。</u></p> <p>3 2040年を見据えた着実なサービス提供体制づくり 高齢化の進展や、病床の機能分化・連携などの地域医療構想の展開により見込まれるさらなる在宅医療や介護サービス需要に対応しながら、必要な人に必要な医療・介護サービスを適切に、かつ一体的に提供できる体制整備を図ります。</p> <p>4 感染症への対応や自然災害等に対する備えへの支援 感染症の流行などの非常時にあっても、それまでの地域のつながりや支え合いを維持し、<u>住み慣れた場所で日常生活がおくれる仕組みづくりを支援するとともに、自然災害への備えを進めます。</u></p>	<p>1 地域で活躍する人材の確保・育成・協働 介護人材や在宅医療に関わる専門職の確保・定着・育成に取り組むとともに、地域における支え合い活動などを担うNPOやボランティアなどの育成を促進します。</p> <p>2 地域の特性に応じた支援の充実 暮らしに身近なところでの健康づくりや介護予防活動などが展開されるよう、住民やNPOなどの活動の促進や、多様な担い手による生活支援サービスの充実など地域で支え合う仕組みづくりを支援するとともに、地域の特性に応じたサービス提供が実施されるよう、市町を支援します。</p> <p>3 地域医療構想の展開を踏まえたサービスの一体的な提供体制づくり 高齢化の進展や、病床の機能分化・連携などの地域医療構想の展開により見込まれるさらなる在宅医療や介護サービス需要に対応しながら、必要な人に必要な医療・介護サービスを適切に、かつ一体的に提供できる体制整備を図ります。</p> <p>4 新型コロナウイルス感染症等の感染症への対応や自然災害時における日常生活の支援 感染症の流行などの非常時にあっても、それまでの地域のつながりや支え合いを維持し、住み慣れた場所で日常生活がおくれる仕組みづくりを支援します。</p>